

2019年10月29日

各市町村長様
各市町村議会議長様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍政権は「人生100年時代」「全ての世代が安心できる社会保障」を打ち出しています。しかし、金融庁の年金をめぐる報告書は、マクロ経済スライドで給付が減らされる仕組みのもとで、足りない老後資金は貯蓄や投資などの自己責任を迫るもので、安心のセーフティネットが壊されている実態を明らかにしました。安倍政権のもとで、賃金も家計消費も大きく落ち込んでいます。この上10月からの消費税の10%への増税は、国民生活と日本経済に大きな打撃を与えることは必至の状況ではないでしょうか。

社会保障給付費はこの間10兆円もの抑制を強いられてきましたが、今年7月の参議院選挙を経て、医療・介護・福祉・年金の全分野・全世代に及ぶ社会保障費削減と患者・利用者の負担増が具体化されようとしています。

医療では「75歳以上の窓口負担の原則2割化」や「かかりつけ医以外への受診時定額負担の導入」などの患者負担増計画が、介護では「要介護1・2の生活援助サービスの保険外し」「ケアプラン作成の有料化」などが、年金でも「支給開始年齢引き上げ」などの制度改定が政府の審議会で検討され、国会へ法案提出されようとしています。

私たちは、今年40年を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命と暮らしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るために、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】被保護者を除く低所得者（老齢福祉年金受給者）の保険料の減免制度を継続して実施しています。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】被保護者を除く低所得者（老齢福祉年金受給者）の保険料の減免制度を継続して実施しています。

★(2)介護保険利用について

①介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

【回答】民間企業等の実務経験、専門資格を有する職員を社会人経験者として採用し、配属を行っております。

②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

【回答】回数制限をしていません。

(3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】現在、市内に特別養護老人ホームが3箇所（200床）、地域密着型小規模特別養護老人ホームが1箇所（29床）整備されており、小規模多機能型居宅介護事業所についても2箇所（登録定員50名）整備されています。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

【回答】特別養護老人ホームへの入所が必要な方が入所できるよう、適切な入所の運用に努めます。

★(4)総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

【回答】引き続き、本人の状態やサービスの利用実態を十分に把握した上で、介護保険制度の長期的運営が可能となるよう、適切な介護予防ケアマネジメントのもとで、利用者の自立支援に繋がる適正なサービス体系の構築を図りたいと考えます。

②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

【回答】給付と負担のバランスを考慮した上で、適切と考える総事業費を検討したいと考えます。

(5)高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【回答】現在「ふれあいいきいきサロン」「ぷらっとホーム」「ほっとカフェ」等のつどいの場があります。また、認知症の方のための「認知症カフェ」も開催しています。

②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

【回答】高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向け、身近なところできめ細かな介護予防事業を実施していくよう検討したいと考えます。

③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】介護保険住宅改修費、特定福祉用具購入費については、受領委任払い制度を実施しています。

★(6)介護人材確保について

①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

【回答】必要な人員を確保するように実地指導等を通じて事業所を指導するようにしています。

②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。

【回答】事業所が介護職員処遇改善加算を取得するよう指導・支援をするようにしています。

③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。

【回答】必要な人員基準を遵守するよう事業所を指導するようにしています。

★(7)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】要介護状態となる恐れの高い要支援2以上の方で、かつ、主治医の意見書において、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上、又は、障害高齢者の日常生活自立度がA以上と判定された方を障害者控除対象者認定書の交付対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】上記交付対象者の方に実施済み。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

【回答】国や県の方針により、保険税の引き下げ及び一般会計からの法定外繰入金の増額は困難な状況です。

★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【回答】国や県の方針により、一般会計からの法定外繰入金の増額による均等割の減免については困難な状況にありますが、知事会や市長会が国に対して軽減制度の創設を要望しておりますので、国の動向によって検討していきたいと考えております。

③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。

【回答】収入減を理由とした減免につきましては、現行の制度からの変更は考えておりません。

★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】継続して分納いただいている世帯につきましては、2ヶ月、3ヶ月の短期証を取りやめ、6ヶ月としました。

★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

【回答】徴収担当課と連携を図りながら滞納者への生活実態の把握に努め適正な処理を行います。

⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】一部負担金の減免制度につきましては、生活保護基準の1.35倍以下に基準を引き上げました。周知としては市のホームページや窓口でのチラシ設置などを行っていま

⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

【回答】70～74歳の申請手続の簡素化につきましては、現在検討中ですが、利便性向上のため昨年10月より申請方法を窓口から郵送に変更しました。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】差押禁止財産については、法令に基づき差押をしておりません。

納税緩和措置(①納税の猶予②換価の猶予③滞納処分の停止の適用)をはじめ、分納・減免などについても、財産調査や相談時の聞き取り等により、滞納者の方の実情の把握に努めながら適切に判断をしております。

4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】生活保護法の趣旨に従い、適正に運用しています。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【回答】生活保護法の趣旨に基づき効果的な実施ができるような体制を実施しています。

③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。

【回答】生活保護法の趣旨に従い、適正な運用に努めています。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

【回答】生活保護法の趣旨に従い、適正に運用しています。

★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。

【回答】生活保護法の趣旨に従い、適正に運用しています。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】現在実施している福祉医療制度は、継続を予定しています。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【回答】中学校卒業までの現物給付(窓口無料)は実施していますが、18歳年度末までの拡大につきましては、本市の財政状況を鑑み、他市町の状況や国の動向を注視していくきたいと考えています。
また、入院時食事療養の標準負担額の助成については現時点では考えていません。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【回答】精神障害者手帳1・2級所持者は、全疾病の入院・通院を助成対象としています。
自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象とすることについては現時点では考えていません。

④妊産婦医療費助成制度を創設してください。

【回答】妊産婦医療費助成制度の創設については、現時点では考えていません。

6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

【回答】第二期子ども子育て支援事業計画の一部を子どもの貧困対策計画として位置づけます。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

【回答】第二期子ども子育て支援事業計画の見直しにおいて、子どもの貧困についての調査をおこないました。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

【回答】実施しております。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。
また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

【回答】本市では、生活保護基準額の1.5倍未満を対象としています。また、市ホームページにおいて、年度途中でも申請できることをお知らせしています。入学準備金については、平成31年度入学者から入学前支給を行っています。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】生活困窮家庭に属する児童への学習支援を実施しています。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

【回答】本市では、就学援助制度の案内を学校を通じて全世帯に対し行なっています。この制度を生活保護基準額の1.5倍未満の世帯を対象にしており、未納が発生するような世帯に対しても就学援助制度で幅広く支援しています。

(3)

幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。

【回答】国が実施する無償化に対応して参ります。

①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。

【回答】民間保育所に対して、市独自の補助金として施設整備費補助金を交付することで、民間保育施設の支援をしております。保育士の確保については、引き続き、広報誌等で周知し、確保に努めて参ります。

②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。

【回答】認可外保育施設に対し、市独自の補助金として運営費補助を行うことで、認可外保育施設の支援をしております。

③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないよう減免制度を実施・拡充してください。

【回答】副食費につきましては、国の利用基準に合わせて実施して参ります。

7. 障害者・児施策の拡充について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

【回答】市町村障害福祉計画に基づき、地域生活支援の面的整備を実施してまいります。

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

【回答】障害者総合支援法等の規定に基づき実施していきます。

③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

【回答】通所については送迎加算があり事業所で対応ができるよう制度整備がされています。通学の訓練や保護者の急病等による一時的な支援は必要に応じ利用していただけます。

④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。

【回答】障害者総合支援法等の規定に基づき実施していきます。

⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

【回答】障害者総合支援法等の規定に準じ自己負担（利用料）をお願いしていきます。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、

1)一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】制度上介護保険サービスの利用が優先されます。なお、障害の特性による障害福祉サービスは必要に応じ利用していただけます。

2)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

【回答】制度上介護保険サービスの利用が優先されます。なお、障害の特性による障害福祉サービスは必要に応じ利用していただけます。

3)2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

【回答】対象となる方に対し通知しています。

⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】障害者総合支援法の規定に基づき実施していきます。

⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】障害者総合支援法の規定に基づき実施していきます。

8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん（はしか）の任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】国の審議会での検討内容や他自治体の動向を確認する等、調査を行っています。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種

事業の対象としてください。

【回答】一部負担については変更ありません。2019年度は対象を65歳以上に引き下げ継続して実施しています。また、2回目の接種も対象としています。

9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

【回答】現在1回助成を実施しており、2回への拡充は未定です。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】現在は妊婦・産婦共を対象に1回実施しています。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】現在のところ配置の予定はありません。

【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。
- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。
- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。
- ③精神障害者医療費助成の対象を、一般的の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。
- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

以上